

熊本市公報

第 1 4 7 2 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（第 48 号）	1065
○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 49 号）	1070
○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第 50 号）	1071

上下水道局

○熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 8 号）	1072
---	------

規 則

規 則 第 48 号

令和 5 年 5 月 23 日

熊本市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

熊本市宅地造成等規制法施行細則（平成 8 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第 1 条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第 2 条中「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 18 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項及び第 43 条第 2 項」に、「第 6 条第 1 項に規定する」を「第 7 条第 1 項の」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 1 項に規定する許可申請書」を「第 7 条第 1 項の申請書」に改める。

第 4 条中「第 8 条第 1 項本文の」を「第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項に規定する」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地造成に関する工事着手届（様式第 4 号）」を「工事着手届」に改める。

第 5 条中「第 11 条に規定する」を「第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の」に、「宅地造成に関する工事の協議書（様式第 5 号）」に省令第 4 条に規定する図面、構造計算書及び安定計算書を「工事協議書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第 7 条第 1 項各号に掲げる書類（同項第 7 号から第 9 号までに掲げる書

類を除く。)を、土石の堆積に関する工事にあつては同条第 2 項各号に掲げる書類(同項第 5 号から第 7 号までに掲げる書類を除く。))に改め、「添付して」の次に「提出することにより」を加える。

第 6 条の見出しを「(変更許可申請書の添付書類)」に改め、同条中「第 1 2 条第 1 項本文の規定による許可の申請は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(様式第 6 号)によるものとし、第 3 条及び省令第 4 条に規定する」を「第 1 6 条第 1 項の規定に基づく省令第 3 7 条第 1 項の申請書若しくは同条第 2 項の申請書又は法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく省令第 6 7 条第 1 項の申請書若しくは同条第 2 項の申請書には、第 3 条及び省令第 7 条の」に改める。

第 7 条中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 6 条第 2 項又は第 3 5 条第 2 項」に、「宅地造成に関する工事計画変更届(様式第 7 号)による」を「工事計画変更届を提出することにより行う」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項及び第 2 項」を「第 2 1 条第 1 項の規定に基づく省令第 5 2 条第 1 項若しくは第 3 項の届出書若しくは法第 2 1 条第 3 項の規定に基づく省令第 5 5 条の届出書又は法第 4 0 条第 1 項の規定に基づく省令第 8 2 条第 1 項若しくは第 2 項の届出書若しくは法第 4 0 条第 3 項」に、「第 2 9 条」を「第 8 5 条」に改め、「(様式第 8 号)」を削り、「第 4 条第 1 項に規定する」を「第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「(様式第 9 号)」を削り、同条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項の規定に基づき宅地以外の土地を宅地に転用した場合の省令第 2 9 条」を「第 2 1 条第 4 項の規定に基づき公共施設用地を宅地若しくは農地等に転用した場合の省令第 5 6 条の届出書又は法第 4 0 条第 4 項の規定に基づき公共施設用地を宅地若しくは農地等に転用した場合の省令第 8 6 条」に、「当該土地」を「当該公共施設用地」に改める。

第 9 条中「第 1 5 条第 1 項又は第 2 項」を「第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項」に、「に規定するもの」を「の場合」に改める。

第 1 0 条中「造成主」を「工事主」に、「宅地造成工事等中止・再開・廃止届(様式第 1 0 号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければ」を「速やかに工事等中止・再開・廃止届を市長に提出しなければ」に改める。

第 1 1 条中「造成主」を「工事主」に改める。

第 1 2 条の見出し中「標識」の次に「の設置期間」を加え、同条中「造成主」を「工

事主」に、「工事現場の見やすい場所に工事の許可に関する標識（様式第 1 1 号）」を「法第 4 9 条の標識」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

（書類の様式等）

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 2 条関係）」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号（第 2 条関係）」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条関係）

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職

氏 名

生年月日

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 2 4 条第 1 項及び第 4 3 条第 1 項の規定に基づき他人の所有する土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事及び特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査することができる者であることを証明する。

年 月 日

熊本市長

印

備考 裏面に宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 4 条第 1 項及び第 4 3 条第 1 項の規定を記載する。

様式第 4 号から様式第 11 号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項に規定する経過措置期間中にこの規則による改正前の熊本市宅地造成等規制法施行細則の規定に基づき作成される用紙及び標識については、必要な調整をして用いるものとする。

規 則 第 4 9 号

令和 5 年 5 月 2 3 日

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 号中「宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）に規定する宅地造成区域」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧宅地造成工事規制区域」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

規 則 第 5 0 号

令和 5 年 5 月 2 5 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第 4 中「1 7 1, 6 5 0 円」を「1 7 2, 5 5 0 円」に、「7 5, 2 9 0 円」を「7 7, 8 9 0 円」に、「8 5, 7 8 0 円」を「8 6, 2 8 0 円」に、「3 7, 6 0 0 円」を「3 8, 9 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

上下水道局

上下水道局規程第 8 号

令和 5 年 5 月 26 日

熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 田 中 陽 礼

熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）の一部を改正する規程

熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 4 中「（当該職員が 55 歳（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 27 号）第 3 条ただし書に規定する職員については、60 歳）に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（同条例第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の熊本市上下水道局就業規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。